

浦和市・大宮市・与野市合併協議会の
ホームページを開設しました。

ホームページアドレス <http://www.3shigappei.com/>

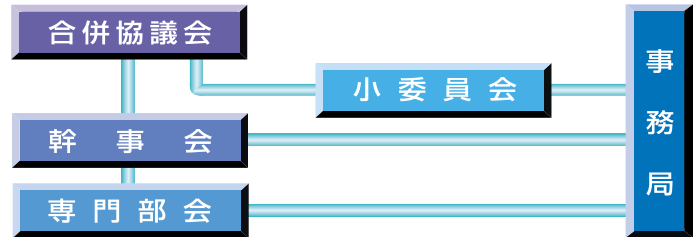
皆様のご意見をお待ちしております。

メールアドレス san-shi@sweet.ocn.ne.jp

TEL 048-851-0155

FAX 048-851-0160

浦和市・大宮市・与野市合併協議会組織図



地方税の取扱い

地方税（市税）については、地方税法の規定に基づくことから、3市間に大差はありませんが、納期、減免など違いがあるものは、次のように統一することになりました。

ただし、個人市民税の均等割は、地方税法の規定による人口要件から増額となります。

- (1) 個人市民税については、現行のとおりとする。
ただし、地方税法の規定により個人市民税均等割は、平成14年度以降年額3,000円となる。
- (2) 法人市民税については、現行のとおりとする。
- (3) 固定資産税については、現行のとおりとする。
ただし、平成14年度以降の納期については、5・7・12・2月で調整を図る。
- (4) 軽自動車税については、現行のとおりとする。
- (5) 市たばこ税については、現行のとおりとする。
- (6) 特別土地保有税については、現行のとおりとする。
- (7) 事業所税については、現行のとおりとする。
ただし、与野市域は地方税法の規定に基づき、合併の日の翌日から6月を経過する月以降課税区域となる。
- (8) 都市計画税については、現行のとおりとする。
ただし、納期については、固定資産税と同様とする。
- (9) 減免については、それぞれの税目について統一的な処理基準を作成する。

公共的団体の取扱い

公共的団体とは、公共的な活動を目的とする団体であり、民間と行政とで構成するもの、あるいは民間だけで構成されるもので、行政との関連を有しているものです。

共通の目的を持ち、3市合併により一体性が必要とされる公共的団体については、特別の事情がある場合を除き、各団体の実情を尊重しながら、統合又は再編するよう調整に努めるものとする。

その他の公共的団体については、現行のとおりとする（新市において再び加入する）。

特別職の身分の取扱い

地方公共団体の特別職には、市長・助役・収入役・常勤監査委員などが置かれています。職員の身分の取扱いについて、一般職は「市町村の合併の特例に関する法律」に身分の定めがあるものの、特別職については定めがないため協議した結果、次のようになりました。

3市の特別職の身分の取扱いについては、3市の長が別に協議して定めるものとする。

町・字名の取扱い

町・字名の取扱いについては、市民生活の中で永年慣れ親しまれていること等を考慮しつつ、全町・字名について協議が行われました。その中で、浦和市・大宮市において「仲町」「大字塚本」「大字昭和」という同一の町・字名があり、これらについては、合併時に市民生活に混乱を招くことのないよう次のように調整を図ることになりました。

町・字名は原則として現行のとおりとする。

ただし、同一の町・字名については地域住民の意向を尊重し、調整するものとする。

農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

農業委員会の選挙による委員は、合併特例法に「合併後1年以内の在任特例を適用できる」旨の規定があり、その取扱いを協議しました。新市への円滑な移行と安定的な事務処理体制を確立するため、また3市の農業行政体制等が異なり、調整に時間がかかることを勘案した結果、次のようになりました。

3市の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。